

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適用等	発行方法	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行価格
利付国庫債券（五年）（第二十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年資金運用基金に寄託された資金による引受け	千七百九十九億九千五百十二万円	五万円	の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年四月二十五日
財務大臣 塩川 正十郎									額面金額百円につき百円二十二

財務省告示第三百十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年四月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月九日

財務大臣 塩川 正十郎

十一
十二

利率
の経過
払込み

年〇・三パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年金に追加、次の算式により
払出しした金額を第十八号に
規定する。払込み日におい
て、

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{36}{365}$$

十三

初期
利率

平成十五年九月二十日を支
払した、算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
金の銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払うべ
し。及び第十五号において規
定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十
日、を、支払期に属する
て、その日以前六月間に
利率を、支払う。平成十五年
三月二十日、額面金額百円
につき、日本銀行

十五
十六
十七
十八

償還
償還
元金
払込
払込
払込
期日

平成十五年四月二十五日